

＜24年度＞【出題の趣旨】〔第2問〕

設問1は、著作権が共有に係る場合において、共有者全員の合意を得ずにレコードを製造販売する行為を問題とするものであり、設問2は、当該レコードを購入した者がこれを再販売する行為を問題とするものである。設問3及び設問4は、いわゆる国際消尽に関する問題の理解を問うものであり、設問3では、外国において製造販売されたレコードを日本国内に輸入し販売する行為が譲渡権を侵害するか否かなどが問題となり、設問4では、外国において製造販売された映画のDVDを日本国内に輸入し販売する行為が頒布権を侵害するか否かなどが問題となる。

設問1については、著作権が共有に係る場合において、著作権法は、共有に係る著作権の行使はその共有者全員の合意によらなければならないが、各共有者は、正当な理由がない限り、合意の成立を妨げてはならないと規定している（同法第65条第2項、第3項）。そのため、BとCの間では、更新拒絶をしたBに正当な理由があったかどうか、また、正当な理由がなかったとした場合、それによってCの著作権侵害が否定されることになるのか、あるいはBがAに対して合意を成立させる義務を負うにとどまるのかが問題となると考えられる。Bがなすべき主張としては、これらの点について差止請求が認められるように説得的に論じることが必要となる。

設問2については、BとFとの間では、設問1で取り上げられる問題のほか、FがCレコード購入時に、Bの許諾がないという事情を知らなかったことから、善意者に係る譲渡権の特例を定める同法第113条の2が適用されるかどうか、また、同条と同法第113条第1項第2号との関係、すなわち、前者が適用されて譲渡権侵害が否定されても、なお、頒布時の知情を要件とする後者の適用により著作権侵害が成立するかどうか問題となると考えられる。Bがなすべき主張としては、これらの点について差止請求が認められるように説得的に論じることが必要となる。

設問3については、Dレコードの輸入が同法第113条第1項第1号の適用により侵害となるかどうか、また、Dレコードの国内での販売が譲渡権（同法第26条の2第1項）の侵害となるかどうかを、DレコードがX国において同国の著作権者によって製造販売されたものであるという事情を踏まえて、特に譲渡権の国際消尽を定める同法第26条の2第2項第5号について論じることが求められる。なお、同条が外国で譲渡権に相当する権利を有する者が日本の譲渡権者と同一人であることを要件としていないことにも言及することが望ましい。

設問4については、E映画のDVDの輸入が同法第113条第1項第1号の適用により侵害となるかどうか、また、E映画のDVDの国内での販売が頒布権（同法第26条第2項）の侵害となるかどうかを、楽曲αがX国において同国の著作権者の許諾の下にE映画のDVDに複製されたという事情を踏まえて、論述することが求められる。楽曲αは、映画の著作物に複製されているから、譲渡権ではなく、頒布権の侵害が問題となることに注意しなければならない。

そして、頒布権については、消尽に関する規定は定められていないため、国際消尽を認めるにせよ認めないにせよ、特許権に関して国際消尽に言及した判例（最判平成9年7月1日民集51巻6号2299頁【BBS】）及び家庭用ビデオゲームソフトにつき頒布権のうち譲渡に関する権利の国内消尽を認めた判例（最判平成14年4月25日民集56巻4号808頁【中古ビデオゲーム】）等を念頭に置きつつ、説得的な論拠を提示しなければならない。